

名古屋市立貴船小学校 PTA 会則 (案)

第1章 名称および事務所

第1条 本会は名古屋市立貴船小学校 PTA と称し、事務所を貴船小学校におく。

第2章 目的および事業

第2条 本会は保護者と教職員の協力により、児童の健全な育成を目的とする。

前記の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 児童の教育、福祉、厚生に関する事業。
- 2 会員相互の研修に関する事業。
- 3 学校の教育的環境整備に関する事業。
- 4 その他教育上必要な事業。

第3章 会員

第3条 本会は名古屋市立貴船小学校の児童の保護者および同校教職員をもって組織する。

第4条 本会は次の役員、顧問をおく。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 3名 (内1名を母親代表とする。)
- 3 書記 3名 (内1名を教務主任とする。)
- 4 会計 3名 (内1名を教頭とする。)
- 5 会計監査 2名
- 6 顧問 1名 (非常勤とする。前職 PTA 会長がこの任にあたる。)

第5条 役員、顧問の任務は次の通りとする。

- 1 会長は本会を代表し、公務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 書記は会議の通知、記録ならびに書類等の庶務を行う。
- 4 会計は会計事務を処理し、総会において会計報告を行う。
- 5 会計監査は会計業務を監査し、総会において監査報告を行う。
- 6 顧問は役員会の要請により適宜助言を行い、PTA 事業の推進を補佐する。

第6条 本会に次の委員をおく。

- 1 学年委員
- 2 校外生活委員
- 3 常任委員

第7条 委員の任務は次の通りとする。

- 1 学年委員・校外生活委員は学年活動及び地区活動にあたる。また、各種委員会に所属し活動する。
- 2 常任委員は学年、地区および各種委員会の意思をまとめ、本会の企画と運営に当たる。

第8条 役員・委員の選出は次の通りとする。

- 1 会長は役員選考委員会で推薦し、総会の承認をうける。
- 2 副会長・書記・会計・会計監査は会長が委嘱し、総会の承認をうける。
- 3 学年委員および校外生活委員は、若干名を選出する。
- 4 常任委員は各種委員会の正副委員長とする。

第9条 役員の任期は2年、委員の任期は1年とし、再選をさまたげない。

第4章 集会

第10条 本会の会議は次の通りとする。

- 1 総会は本会の最高決定機関であり、毎年度当初会長が招集する。ただし常任委員会が必要と認めた場合は臨時総会を開くことができる。総会は会員全員が参加でき、且つ、議案に対する質問、議案への賛否の意思表示ができる方法による書面もしくはオンライン議決を行うことができる。
- 2 議事は出席者及び委任状の過半数の賛成により決せられる。
- 3 役員会は役員および校長・教頭により構成し、必要に応じて会長が招集する。
- 4 常任委員会は役員会及び常任委員により構成し、必要に応じて会長が招集する。
- 5 各種委員会は成人教育委員会・広報委員会・校外生活委員会とする。ただし、事業計画を常任委員会にはかるものとする。
- 6 各種委員会は、次の教職員がその運営を補佐するものとする。
 - 1) 成人教育委員会は、教頭がその運営を補佐する。

- 2) 広報委員会は、教務主任がその運営を補佐する。
- 3) 校外生活委員会は、校務主任がその運営を補佐する。

第5章 会計

第11条 本会の会計は次の通りとする。

- 1 本会の経費は会費及び寄付金等をもってあてる。
- 2 会員は、毎月会費を納入しなければならない。ただし、特別の事情のある者は、減免することができる。
- 3 会費は一世帯あたり月額300円とする。教職員の会員からは、会費を徴収しない。
- 4 本会の会計年度は4月1日より翌年の3月31日までとする。
- 5 会費は第2条における事業の推進およびPTA活動に必要と、役員会において認められた用途に使用するものとする。なお通常のPTA活動用途における使用はこの限りではない。
- 6 本会の予算案は、役員会を経て総会に提出し、その承認を求める。
- 7 本会の収支決算は、役員会を経て総会に提出し、その承認を求める。

第6章 雑則

第12条 会則の改正は、必要に応じて役員会にて協議し決定できるものとする。

第13条 細則は、必要に応じて役員会にて協議し定めるものとする。

第14条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

附 則

第15条 この会則は昭和54年5月2日より施行する。

平成5年4月28日改正

平成8年4月30日改正

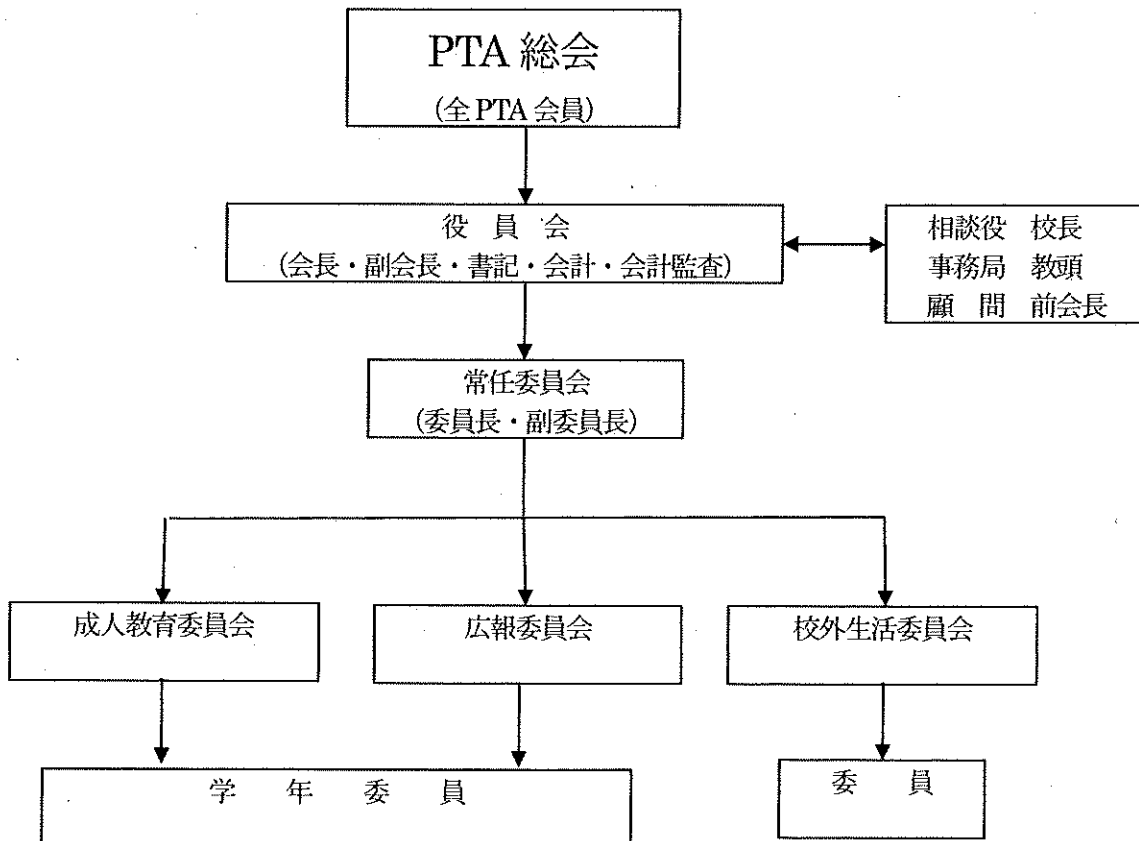
平成9年4月28日改正

平成20年8月11日改正

平成30年9月12日改正

令和6年4月24日改正

【名古屋市立貴船小学校PTA組織図】



—細 則—

第13条に則り、以下の細則を定める。

- 1 本会役員を選考基準を以下の通り定める。
 - (1) 児童生徒の父母であること。
 - (2) 政治活動団体関係者または政治活動者でないこと。
 - (3) 会長職及び副会長職（母親代表）は、1年以上の本校PTA役員経験者であること。
 - (4) 少なくとも1名以上からの推挙があり、人格その他に支障がないと役員選考委員会にて認められたものであること。
- 2 会計監査は会計監査担当役員がこれを遂行するが、その実行に際しては本会全役員はこれを補佐すること。